

学びへつなぐ地域型学習支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 件名

学びへつなぐ地域型学習支援業務

2. 業務の内容に関する事項

(1) 業務目的

学びへつなぐ地域型学習支援業務 委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(2) 業務内容

仕様書のとおり。ただし、採択された企画提案書の内容を踏まえ、必要な場合は市と受託者の調整に基づき内容を一部変更の上、業務内容を確定する。なお、変更内容については、当初の競争条件に影響がない範囲にとどめることとする。

(3) 契約上限額

- ・会場ごとに下記の金額を上限額（いずれも消費税を含む）とする。

灘区：3,388,000円

北神：3,346,000円

西区（玉津エリア以外）：3,396,000円

西区（玉津エリア）：2,287,000円

- ・1事業者につき4会場までの受託を可能とする。
- ・複数会場で提案する場合、総額だけでなく会場ごとの上限額も超えないものとする。
- ・提案した会場のうち、一部会場のみ契約する場合があるが、見積額を変更することはできない。

(4) 委託契約期間

契約締結日から2027年3月31日まで

(5) 履行場所

仕様書に記載する灘区、北神、西区（玉津エリア、玉津エリア以外）の4会場。

(6) 費用分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うこととする。

委託料については、以下のとおり単価契約部分と総価契約部分に分けることとする。

①単価契約部分

仕様書「7. 実施内容（2）学習会の開催」に要する講師の配置については単価契約とし、講師1人あたり契約単価を設定し、実際に配置した数（延べ数）に応じて支払う。ただし、委託契約に定める金額を支払いの上限額とする。

講師の配置については、以下の内容を踏まえ、定員30人以上の場合は1回当たり8人以上、定員20人以上の場合は1回当たり5人以上を目安に積算すること。

（各会場の受講者数）

灘区：29人

北神：17人

西区：27人

西区（玉津）：10人

※各会場の出席率は概ね50%程度と見込む。

※上記の受講者数は公募開始（2026年7月2日）時点のもの。

②総価契約部分

その他の業務にかかる経費については、総額を支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) データ処理その他情報処理を行う時には、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」（神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- (8) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (9) 共同事業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（8）を全て満たすこと。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5. スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 2026年7月2日（木曜） |
| (2) 質問期限 | 2026年7月16日（木曜）17時まで |
| (3) 参加申請締め切り | 2026年7月16日（木曜）17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 2026年7月23日（木曜）予定 |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 2026年8月17日（月曜）17時まで |
| (6) 選定委員会の開催 | 2026年8月20日（木曜）予定 |
| (7) 委託候補者の決定 | 2026年8月下旬 |
| (8) 委託契約の締結 | 2026年8月下旬 |

6. 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き

- ア 受付期間 2026年7月2日(木曜)から2026年7月16日(木曜)17時まで
- イ 提出書類 参加申請書(様式第1号)
- ウ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「学習支援(参加申請)」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 2026年7月2日(木曜)から2026年7月16日(木曜)17時まで
- イ 提出書類 質問票(様式第3号)
- ウ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「学習支援(質問)」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
- エ 回答方法 全参加者に対して、電子メールにより回答する。なお、質問者の氏名等は公表しない。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間 2026年7月23日(木曜)から2026年8月17日(月曜)17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより「9. 提出・問い合わせ先」へ提出。件名は「学習支援(企画提案書)」とすること。提出の際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

ウ 提出書類

<全企業・団体>

(ア) 企画提案書

- a. 様式自由、A4サイズで印刷可能なもの。
- b. 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。いずれの会場にも共通する項目以外は、提案する会場ごとに作成すること。
 - (a) 本業務に対する考え方、実施方針
 - (b) 本業務の実施内容
 - (c) 本業務にかかる実施体制、支援体制
 - (d) 類似業務実績

(イ) 見積書

- a. 様式自由、以下の項目を必ず記載することとし、(b)～(d)については提案する会場ごとの内訳が分かるよう記載すること。
 - (a) 件名、見積年月日、事業者の名称、所在地、代表者の氏名
 - (b) 単価契約部分の費用の総額、単価、積算方法
 - (c) 総価契約部分の費用の総額
 - (d) 再委託が必要な項目については具体的に定めるとともに、その金額及び再委託先について明示すること。

(ウ) 会社または団体概要

(エ) 参加資格確認書(様式第2号)

<神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)がない企業・団体>

以下も提出すること。

(オ) 法人登記簿謄本(提出日から起算して3か月以内に発行された正本)

(カ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各種納税証明書(直近1年分、写しでも可) ※滞納がないことを納税証明により証明すること。

7. 選定に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

- ア 本企画提案の審査については、学びへつなぐ地域型学習支援業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 提案事業者によるプレゼンテーションは必要に応じて実施する。実施する場合は2026年7月23日（木曜）までに全参加者に通知する。

エ 注意事項

- ・審査の結果、評価点が最も高い企業・団体が複数いる場合には、7（2）評価基準イの得点が高い方とする。それでも複数いる場合には、選定委員会において合議のうえ決定するものとする。
- ・得点の合計が6割に達していない場合は、委託候補者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・委託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を可能とする。

(2) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		点数
ア	業務目的および業務内容の理解度	10点
イ	企画内容	50点
ウ	業務遂行体制の確保	20点
エ	地域性	10点
オ	見積金額	10点
合計		100点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 見積金額が契約上限額を超過している事業者

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した企業・団体名と選定委員の平均点、他の応募者の選定委員の平均点を掲示する。

8. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書類は、審査・選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (7) 参加申請後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式は任意）」により「9. 提出・問い合わせ先」の担当部署に届け出ること。

9. 提出・問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館7階

神戸市こども家庭局こども未来課 酒井・古川

電話番号：078-322-5213

電子メール：kobe_kodomomirai@city.kobe.lg.jp

※電話及び提出書類の持参は、平日8時45分～17時30分とします。